

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷七十第

行發日一月十年二十正大

論叢

獨身概論

法學博士 財部 靜治

モン・シンの社會改造哲學及び連帶思想

文學博士 米田庄太郎

植民地の經濟政策に就きて

法學博士 山本美越乃

海運に於ける競争と獨占との分界

法學士 小島昌太郎

時論

震災經濟觀

法學博士 河田 嗣郎

時局緊急の經濟關係諸勅令

法學博士 神戸 正雄

說苑

安政の震災と救濟策

法學士 本庄榮治郎

勞働生産力と勞賃

經濟學士 森 耕二郎

雜錄

原始的土地所有權の一例

法學博士 河上 肇

兌換券と物價指數との關係

經濟學士 蜷川 虎三

戰後獨逸の大学生數

經濟學士 岡崎 文規

經濟論叢

第十七卷 第四號

(通卷四百號)

大正十二年十月發行

論叢

獨身概論 (一)

財部 靜治

婚姻そのものには、著しく道德を高むるの影響あり、絶えず他人のことを懸念し、又配偶者及子供に對する、義務を引受くるがために、私慾心を鎮め、己れの一身に關する諸念を、不知不識發せしめざるに至り、人心内に於ける、高潔なる方面を鼓舞せしむ、性格上弱點を有する人も、之がために正道に引留めらるゝこと、多きに至る、現に有配偶者間に犯人を出すこと、無配偶者間に於けるよりも、比較的に少きは、各國に著しき事實なり、責任感の啓發は、全くその面目を一新し、絶えず勤勉の刺戟を受く、家父は不知不識未來を慮り、貯蓄の念を發するに至る、子への愛は全く特別の影響を及ぼし、之がために粗暴及放逸の性向は、鎮めらるゝを例とす、生存

の一新内容は、之がために人に開かれ、生存上一層高尚なる職分は、之に課せらる、かくて個人をして、社會及國家と密接又多方面なる、關係を結ばしむるに至り、引いて又社會及國家の恩恵を一層鮮明に認識せしむるに至り、公共心も亦覺醒せらる。婚姻にかゝる影響あるがために、婚姻に關する動態統計材料、並に配偶の有無に關する靜態統計材料は、啻に人口増減の理論研究のために、重要なものみならず、社會道德判斷のために、貴重資料視せらるゝに至る、而して有配偶の反面たる、無配偶(Einzelköpfe)は即ち獨身(Einzelpersonen)(外語々源は拉丁語 *Solus*、無配偶の状態を意味す)。たり、その獨身につきては、普通知識を具ふる者として、直ちに想到し得べきが如く、強制獨身と任意獨身とを分ち得べし、且又晩近の社會にありては、生計難あるがために、雇傭契約自由の名ありて、その實なきの例多きが如く、結婚難あるがために、婚姻自由の名ありて、その實なきの例多からず、かくて、義務的(Pflichtlich)たらざるも、事實上已むを得ざる獨身あり、之を本邦事實に關する問題として、特に統計上より研究することも、大に興味ありと考ふる者なりと雖も、吾人は之を他日に譲り、以下この複雑なる題目につき、少しく鳥眼的概觀を試みんと欲す。

一

日明菩薩經に曰く「色欲は世の枷なり、鎖なり、凡夫は戀着して、自ら抜くこと能はず、色欲は世の重患なり、凡夫困苦して死する迄免れず、色欲は世の禍なり、凡夫之に遭へば、厄として受

ざるものなし、佛法の行者既に之を捨つることを得るも、又之を顧み念はゞ、獄舎より出でたるもの、又入らんことを欲するが如く、病を療えたるもの、復た病を得んことを欲するが如し故に智者は之を呵して、その狂へるを正す」と、(佛敎聖典二一七頁引用) 此は實に佛敎僧尼に、婚姻を禁するに至りし、宗教的根據を説きし、幾多經典の一なり、古來佛敎行はれし諸國、殊に本邦に於て、特に僧侶の妻帯を禁するの俗に關し、如何なる影響を伴ひ、如何なる論争を生みしかは今姑らく之に不問に付し、以下基督教獨身制の變遷につき、少しく瞥見せん。

明治八年の諸寺院連名建白書中には曰く、「僧の妻を畜ケツクへざることば、天主教の教師及び耶蘇の教師に、その例あり、」「何ぞただ佛子のみ無妻ならんや」と、實に爾り、然りと雖も敎派により、古來その制度に寛嚴の、相違ありしことを忘るべからず、今猶太敎に遡りて察するに、僧侶は神聖を瀆せる者、又は離婚者と結婚すべからざること、高僧は寡婦と結婚すべからず、されど神聖なる行爲への、準備中にあるものは、凡て性交を避くべしとの、規定を有するのみなりしが、新約聖書にありては、二万針並び存するを見る、耶蘇自身は結婚を以て、最も古く又神聖なる神の一秩序視せり、(馬太傳第十九章第四節以下參照) 夫にも拘はらず、婚姻は自己の職分及地位に、適せざることを認めしもの、如く、かくて獨身を守るは、「唯賦ツツクられたる者のみ、之を爲ナシうべ」きを説き、「それ母の腹ハラより、往來オヤシキたる寺人ジヤン Eunuchs (去勢者)あり、又人にせられたる寺人あり、又天國の

爲に自らなれる寺人あり、之を受納ることを得ものは受納べし」と訓へたり(馬太傳第十九章十一)及十二節) その間彼はその門下中、自然の去勢者、及局部切斷者ある一面には、道德的意志の去勢者も、亦存するを知れり、約翰の默示(默示錄第十四章四節參照)特に又斷乎としてばうろ(哥林多前書第七章第二節二七乃至三八節參照)は、右の態度を踏襲し「婚姻せざる者」嫁せざる者は、身も靈も潔からんため、主の事を思煩ふ」と説き、特定事情の下、「己」ことを得ざる事なき限り、不結婚寧ろ勝れることを明言せり、然るにべてろを始めとし、他の諸使徒は妻帯せり(馬太傳第八章一四節哥林多前書第九章五節參照) 使徒の信簡は又恰も僧正につき、家父として家族の模範たるべきことを要求し、「それ監督 Bishops たる者は、責むべき所なく、一個の婦の夫なるべく、謹慎自ら制し、品行正」しかるべしとし、「自己の家を理ることを知らずば、如何して神の教會を管ることを得んや」と説けり(提摩太前書第三章二節以下、提摩書第一章六節以下參照) 次いで完成のために精勵する者、獨身の任意誓約を立てたる後、僧侶として日々神聖なる神事を、取扱へる者にとり、婚姻は元來似合はずとの觀念第二世紀以來益々確定的に起れり、されどその後には於ける僧侶色欲の節制、及獨身制を強ゆるの寛嚴は、希臘教會と羅馬教會との間に、多少の相違あり、前者にありては今日に於ても、高位の僧侶は叙任の後、結婚するを得ずとするも、その歴史及現在の事實上、この禁制左程嚴ならず、されば此點につき一層嚴なりし、羅馬教會につきその變遷を尋ねん。

羅馬加特力教會にありては、僧侶の婚姻に反對せる舊規定は、常に新たに特にLeo IXの法皇職就任(一〇四九—五四年)以來、甚だ勢よく繰返されたり、されど實際にありては、獨身制法はその目的を達すること尠く、あらゆる諸國に於て、而も亦法皇の面前に於てさへ、幾多の有配偶僧侶ありき、かくてあらゆる法皇中、最も偉大たり、教權を俗權の上におかんとして、その勢力擴張に努めたるGregor VII.は、その教會をあらゆる俗的勢力とを、引離すの主義と一致せしむるため又教會の諸役が、父より子に相續さるゝことを防くため、一〇七四年羅馬の僧正會にて、發布せる命令を勵行したり、その命令によれば、聖禮を取扱ふべき有夫の各僧侶、並にかゝる僧侶の手により、聖禮を受くる俗人は、破門の處罰を受くべしとせり、そは特に低位の僧侶側より、強き反抗ありしに拘はらず、勵行されたり、次いでCalixt II. (一一一九年及一二三三年) 及Innozenz II. (一一三九年) は、僧侶の婚姻一切を、全く無効と宣言せり、その後の教會法は是等の規定を、幾度か繰返して確認し、最後にTrentの僧正會にて確認せり、現今羅馬加特力教會に於て、獨身制に關して現存せる規律は、大體に次の如し、即ち有配偶者は僧職に任せらるゝを得ず、配偶關係は不可分たり、精神的高位と一致せざればなり、その例外は妻が僧院に入ることの、決意ある際に限りて起る、低級の僧侶婚姻するときは、その人により結ばれたる婚姻は有効なるも、教職及教會扶持は奪はるべきなりとす。されど之と共に又僧侶と、隠し女又は家事世話女との、放蕩に關す

る歎聲は、獨身制が一般に法律上存在せる間、古くも新しくも存せることは、沈黙すべきに非ず、ほかつちよりの名著十日物語を、繙ける者は就れども、這般の消息を會得するに困まらざるべし中古にありては又潔白なる妻及娘が、誘惑さるゝことなからんため、自治體の催促に基づき、善妻は僧侶に許されたり、而して僧正は善妻に基づく租稅收入のため、之を便易ならしめたり、近時に至り獨身制廢止の申請は、一層頻繁なるに至りしも、そは無効果を續けたり、佛蘭西にては大革命の當時、僧侶は有配偶狀態に入ることを誓約せるも、一八〇一年の政教契約 Konkordat は、獨身制を迫りたり。

中古時代に於ける基督教の理想は、禁欲的たりき、初期の教會教父は、婦人をも婚姻制をも、共に聖者らしき生活の障礙視し、獨身制は又僧侶への、規則たりしは上述の如くなりき、之と共に注意すべきは、初期教會が婚姻につき、輕微なる管轄權を及ぼせるに反し、後世の儀式は宗教的となり、寺區教會に於て、僧侶により行はるゝに至りしことなり、婚姻は遂に教會聖禮の一つに數へらるゝに至り、全事項は宗教的管轄權の下に、おかるゝに至れり、聖禮學說 sacramental theory として知らるゝ此見解によれば、婚姻關係を永久不變視す、中古に於ける教權的法廷の、廣き管轄權内には、宗教的事項のみならず、婚姻に關する諸問題をも含みたり、教會法廷は異端者を、審問するの權力を有せるのみならず、婚姻の效力を宣告するの權力をも亦有したり、從ひ

て一婚姻はその效力を殺すべき、小缺點のために無効とされることありしも、離婚そのものは許されざりき、羅馬加特力教會は、今尙婚姻を一聖禮視し、何等の離婚權をも、認むることを拒む*。然るにその間宗教改革によりて起れる新教教會は、自由てふその根本原則に従ひ、初めよりその僧侶に獨身の義務を免除せり、るゝたゝは既に一五二〇年、一文 *An den christlichen Adel deutscher Nation* 中、僧侶の婚姻を許すべきことを、詳細に説きし以前に、その門弟僧侶中數者は獨身制法を破り、るゝたゝ自身は一五二五年に、新教の右自由を行使せり、まこゝれゝの如きは、舊制の如何なる部分も、宗教改革家により憎まれたること、獨身制に拂はれたる尊敬を、憎めるに如くはなしと評論せり、かく僧侶の婚姻を許したる宗教改革と、中古教會の禁欲的思想を攻撃したる文物復興とは、兩々相待ちて、教會の權力を弱め、國家の權力を強大ならしむるに資したり、こゝは結局民事的權力の下に、従前教會によりて行使されし幾多權力を奪ふの結果を生めり、輓近の傾向は、絶えず教會及國家分離の方向をとりて進み、この趨勢は婚姻に對して、變り行く態度として反映されたり、一の民事婚姻條例は、the England of Cromwell により發布され、歐大陸に於ける同様なる變遷は、大部分佛蘭西革命の結果なり、第十九世紀は又歐洲を通じ、同觀念の勝利を見たり、離婚を禁する法律は、實際上久しく妨害さることなくして存續せるも、新學說に含まるゝ原則は、後にその結果を生み初めたり、宗教的法廷は封建貴族の法廷同様、久し

* Cf Burch and Patterson, *American Social Problems*, '20 pp. 313, 314.

一切の權力を失へり、蓋しその管轄權は、國家の法廷により取上げられしを以てなり、最後に離婚承認されし際、民事法廷はその權利を授くべき、唯一の適當なる法律機關たりき、而して今日の婚禮式にありては、宗教的並に民事的觀念は共に、その勢力を固守するも、全然民事的なる婚姻も不可能にあらず、通常は一の儀式が一僧侶により、營まれ得るに先ち、國家の權力により、認可を受くることを必要とす、一部の歐洲諸國は、民事婚姻を必要となすも、希望によりては引續き、宗教的儀式によることを得べきものとす、^{*}是等の事項たる、獨身制に直接關聯する所なしと雖も晩近獨身問題を考ふるに當り、心得おくも無用ならざる知識なり。

二

俚諺によるに「戀に上下の隔てなし」と言ひ、又「われ鍋にとぢ蓋」と言ふ、實に戀愛の天地にありては、變通自在なるを得べしとするも、婚姻自由の中には、必ずしも自由たり得ざるものあり、僧侶階級に對する妻帯の禁解かれ、萬民間に於ける婚姻自由の大勢、益々醸成せらるるに従ひ、論理の貫く所、離婚自由を生むと共に、獨身自由を生むべきは觀易き所たり、併せて又多數人の自由行使により、一部階級の自由を阻害するの問題、起るべきことを想像し得べし、そは兎に角晩近社會に、任意獨身増加の趨勢あるや否やの問題に關し、Thomas Edward Cliffe Leslie が夙に六十年前、興味ある一文 The Celibacy of the Nation を發表せるは、^{*}注意するの値あり、氏

* Cf. Burch and Patterson, op. cit. pp. 314, 315.

* Cf. Leslie, Essays in Political and Moral Philosophy, '79 p. 9 f.

は先つ一八五一年人口實査の結果、二十歳及その以上なる、大不列顛の總女子七人につき、三人は夫なく、又二十乃至四十歳の女毎百中、四〇(本邦大正七年末の事實によれば、三四・四の無配偶女あり)はその年次の人口統計表中、未婚女と記録されたることを挙げ、又同年の人口實査委員 *Census Commissioners* が、その當時生存せる人口中、極めて大なる一定割合は、決して結婚せざるべきことを豫言せるの事實を引きおきつつ、引續きその豫言が、見當違ひに過ぎざりしことを、信すべき各理由ありとし、かくて一八六一年に於ける、人口實査の諸表は、盖然的には十年前に於けるよりも、一層大なる人口中、一層大なる割合が、無配偶を續くること、さればその際十年前に於けるよりも、遙かに多數の未婚女あるのみならず、女總數との比較上、一層大なること、従ひて獨身は總數に於ても、率に於ても、増しつゝあることを、示すことあらんと推測し、之を以て右の趨勢に關する評論に進むの前驅たらしめたり。

評論の肇頭氏は故人にして卓越せる學者 *T. H. Buckle* (一八六二年死す即ち *Leslie* の右論文發表前一年) が問題の事項につき、人々は毫も選擇の餘地を有せず、統計により推斷せる所によるに、婚姻數は「個人の氣質及希望により決せられず、個人が何等の威力をも、及ぼし得ざる普通の諸大事實」により、決せらるゝとせることを挙げ、併せて *Buckle* が「婚姻數は穀價に、定まれる特定關係を有す」とし、又英蘭にありては一世紀の經驗上、「それが個人の諸感情と、何等かの關係を有する代りに、

單純に民衆多數の、平均所得により規律せらる」と、なせるを引きをきつ、^{*}此史家による統計常例の宿命論的解釋に、反對の態度を執りて、評論に入れり、その儘引用せんか、曰く

恰も越されたる年次の統計は、右の結論につきては然らずとするも、右論旨の前提に、悲しむべき肯定を授くるに似たり、蓋し Registrar-General の報告は、Lancashire の婚姻數が、賃銀率につれて低下せることを示せばなり。されど吾人は右の事實による自然の歸結が Buckle により抽出されたる論旨の、反對たるべきことを説くの要あり、若し年々の婚姻數が、事實起れる所と反對に、個人の諸事情變化とは、全然無關係たりしとせんか、そのことにつきての個人の行爲は、個人として抵抗すべき何等の力も有せざる、何かの勢力により支配さるゝことを、正當に歸結し得べからん、されど一面人々が大部分は、婚姻するの餘裕ありと考ふる時に、婚姻するの事實によれば、「個人の諸感情」がその結果に、幾分か關係するものあるを示すに足る、他面前より少數の人、妻及家族を養ふの能ある際、婚姻一層少數なるの事實によれば、婚姻への引力が好し有力なりとするも、そは全く抵抗を許さずすべきものにあらず、獨身は少くとも多數の場合にありては、個人的分別を行使せる、結果たることを證す故に無配偶者はその事柄につき、非難を免がるべきと否かを問はず、吾人は之をしてあらゆる責任より、免がれしむるを得ず、されど事例の諸事情は、簡單にして又容易なる、Buckle

* Cf. Buckle, History of Civilization in England, 1902 ed. Vol. I. p. 32.

所説二形式の何れにも、統合さるゝを得ず、事實に照さんか、婚姻は穀價にも、又賃銀又は所得の定まれる一標準にも、一恒同關係を有せず、取分け上又は中階級に於ける一人が、パン屋の勘定書の金高を以て、自己の婚姻への一障碍と考ふべき、恰も最後のものなりと、言ふは無駄なり、且又労働者階級の婚姻と雖も、パンの大き又はその所得の高と一致して變ずることは發見されず、食物、賃銀、婚姻及人口間の關係に關する、主要説明者たる Malthus 自身は、一七二〇乃至五〇年中、「パンの代價は著しく下落したるも、賃銀は騰貴せるより、労働者は一日の勞働により、小麦一ベック(概目五升餘)の二分の二の代りに、その全部を買ひ得たること」を注意せり、されど氏は附言せり、パンを自由に口にし得ることは、大に増せるも、ためにその割合丈けの、婚姻及人口増加を生せず、その代りに著しき程度迄、下層階級民の家、着物及その食物の質に、一改良は惹起されたり、Buckleの測定は、社會進歩の兩極端の、何れにも適合せざるに似たり、即ち蠻人は一人を養はんと、企つるに先ち、蓋然的に一家族を支えるの能あるべきかを、考ふることなし、又文明及使利の何物かに、慣れたる人々は、一般に婚姻生活の要件として、一定量の穀物、又は或種類の賤しき生計以上に、高き一標準を有す、而して全體として大不列顛に於ける勞働賃銀には、絶えざる増加あるを以て全社會はさ迄遠からざる時代に、穀粉の代價を結婚の信號として、番するの必要以上におか

れんことを、期待すべき理由あり、それにも拘はらず文明及一般の繁榮進み、人々の大衆は吾人が説きつつありしが如き、婚姻障碍の制肘より、解放せらるるに從ひ、獨身一層稀少となり、遂には統計家の注目を、惹かざるに至らんと斷すべきか、證據材料の指示する結論によれば、寧ろその反對に、誓又は強制なき獨身を以て、普通は文明社會のみに窺はるべく、又文明が進み又普及するに從ひ、一層普通となるべき、人間生存形態視すべきなり、變遷の諸經驗を弘く羅致して、立論せんとするの雅量示されざるの、嫌は存するに似たり、われら Buckle の所説を駁し、つづ、任意獨身増進の大勢を、斷する所大家の名に負かすと謂ふべし。

Leslie は次に右の如く無配偶婦人、多數なるの大原因何たるかを論じ、之を婚姻及文明の二つに歸せり、所論周到懇切を窺むとは、なし兼ねるが如きも、面白き節あるを以て、簡單に之を紹介せんか。先づ婚姻につきては惟へらく、「何故に左程多數の婦人が、無配偶たるか」その間に對し、最も明かにして又直接なる答は、左程多くの婦人が、有配偶なればなりとすることにありと、その立言一見詭辯に似たるが如きも、謂れなき主張とは斷じ難し、蓋し婚姻極度迄増加し、人口蕃殖も亦同じ割合を以て、進みたりとせんか、各種の職業及地位は、必ずしも同じ割合に増さざるべき結果として、競争は大となり、賃銀及所得は減少し、かくて男子は以前に比し、遙かに多

數なるべきも、婚姻し得べき人は一層少數となり、加之男子は婦人職業の範圍にも、推入りて之を奪ふこととなり、無配偶婦人を多からしむべければなり、その外「*spinster*」は移住現象により、男子は婦人が隨行し得ざる所に、行き得べきを以て、大不列顛内に於ける、無配偶婦人の數を、大に増せることを附言せり。次に文明につきては惟へらく、婚姻及人口は文明につれて増したり、而して現時の英蘭に於ける民衆は、その數が比較的少かりし先祖時代に比し、暮し向良好となれりと主張せられたり、されど文明は増されたる人員に、住むことを可能ならしめたるも、凡て現存せる人々をして、健康又氣樂に又世間體を保ちつつ、住むことを可能ならしめざりき、又文明により婚姻率を増せりこ想像するは、文明が人口を増せる點につき、盡せる働に關し、誤り觀念せるものたり、寧ろ反對に文明は、婚姻率を大に阻止し、又一層大なる度に於て、死亡率を阻止せり、從ひて有配偶者も無配偶者も共に、今日は吾人の祖先に比し、遙かに多數なり、絲取り女 *Spinster* を以て、夫なき處女の別名となせるの舊態止みて、吾人の中可なり的人员は、冷笑者流により老獨身男 *old bachelors* 及老嬢 *old maids* と呼はるる人々たり、かくて獨身又未婚は全く清新又晩近的のものたらずして、氣抜けて古臭き一物たるの想あらしむ、敢てかゝる冷笑を加へ又四十歳以上なるを老未婚者と呼ぶの、新用例を開かんとするが如きは、言語の濫用なり、少くともその人勘忍して獨身を守るの一事か、その有配偶なる隣人のため、何故に餓えざるかの、主

要理由となり居る人々につきては、寧ろ鄭重に談せらるるの要あり、獨身は英蘭にありては、婚姻及文明の何れにも、止まれの命令を下さんと、覺悟せざる一切の人々により、婚姻及文明の結果として、注意して助勢さるべきなり、勳功ある獨身狀況を、不評判に陥むれんとする、言表はしの各形式は、本論著者の如く、自身幸福に有配偶たらんことを、欲する人々全部により、特に冷視さるべきなりとせり。右の所論は、任意獨身増加の影響に關し、樂觀に失するの嫌あると共に、輓近社會の產物としての、婚意ある無配偶者(勞意ある失業者に對し、試みにこの用語例を考案す)を問ふこと、鮮明を缺くに似たり、されどこは立論當時の時勢に照さば、恕すべきもの多かるべきと共に、吾人は右の論旨に關聯して、前に引ける諸寺院連名建白書中の一節を、想起せずんばならず、即ち曰く

今日世人のその子を出家となすは、家貧にして多子を養ふこと能はざるところなり、寺に托して養はれんことを求む、或は従前なれば門閭家にて、別家すること能はざるもの、餘多の子ありて、外に遣るべき處なきより、出家となすこと多し、故に之に名を與へて、いはゞその子を問引マシクと云へし、草木や野菜の如きも、問引がされば生長しがたし、(中略)人も亦死より生ずるもの多ければ、問引く法なくんばあるべからず、(中略)貧民の多子或は乞食となり或は盜賊となりて、父母の心を傷めんよりは、出家となりて身を立て道を行ひ、以て父母の

名を顯さば、是れ孝にあらすや 孫縛か喩道論に具さにこの答を載す

と、彼は百年獨身節を守る者あるがために、有配偶者安きを得と觀し、是は出家して道を行ふ者あるがために、一族安きを得と觀す、その間自から相違ありと雖も、立論に巧を同じうするものなしとせざるは、興多きに非ずや。

三

晩近社會に獨身を增せるの事由につきては、諸方面に之を求むるを得べし、此點に關し前引用 Burch and Patterson の著書が、離婚否一般に晩近家族生活不定の原因として、説ける所は大體に、インスマーセキチ獨身増加の原因にも、當て得べしと考ふるを以て、以下之を骨子として少しく説明せん。

工場工業の勃興は、家族の經濟的職分變遷を、顯著ならしめたり、之がために生産は家庭より工場に移れり、古くは父農作に當り、妻は紡織し、生活必需品の大部分は、家族の範圍内にて生産されたり、然るに今日はパン、ソツプの如き。食料品と雖も、家庭に於けるよりも、工場より供給されること、一層多きに至れり、分業及機械の使用は、諸貨物を低廉又潤澤ならしめたりと雖も、同じ方は家族生活内の、經濟的交互寄頼關係を破りたり、父のみならず母及子供も、亦傭はれ口を發見すべき、大産業中心地は發達せり、工場工業制は家に於てなざるべき、仕事を減せしめたるも、婦人及子供に對し、工場内に於ける勤務を授け、家族の諸員は、異なる場所及職業

に備はれ、利害關係は變り、家庭は時として食ひ又眠るべき、場所たる以外に、何等の意義なきに至る、かゝる事情は屢々非社會化せる子供、特に家族生活の傳習を全く缺ける子供を、生むの結果を生ず、金銭引替の婚姻は、今日或は減じたりとするを得べきも、金銭的考慮が家族生活の實際基礎となる婚姻は多く、金銭失はれその基礎薄弱となるがために、家族の崩壞を生むこと尠からざると共に、初より此基礎備はらざるがために、婚姻を結ぶに至らざるもの多し、又母たる諸義務につきての、實際訓練を看却するがために、未來の代に於ける、不幸の家庭として結實さるゝことあると共に、家族生活そのもの、輕視となり、婚姻の花を開かさることあり、特に米國に於て學校が舊家庭に於ける諸義務の、一部を引受けつるあることは、家事學 domestic science の科程發達せるにつき、之を察し得べし、長時間工場に使役せらるゝ母は、間々同様に使役せらるゝ娘に對し、幸福なる所帯持ちの術を教へ、又は例により説明するの時を有せず、時ありては心神又は身體の疲勞により、母をして妻及母たる、自己の義務をも、盡し得ざらしむるに至る、又劇しき生存競争は、配偶生活よりその美點を奪ふことあり*。同様に重大なる事相は、反對の事情に支配さるゝ、他の階級の家庭にありても看るを得べし、輓近大工業制は特に諸郡市にありては、家庭に於てなさるべき仕事の高を減じたり、從ひて富裕階級の婦人は、屢々情けて氣樂なる暮しをなす、出生率低きを示すは、この「怠惰なる富者」群にあり、そは離婚を生み、醜聞を薛

* Cf. Ellwood, *Sociology and Modern Social Problems*, Rev. ed. p. 150; Blackmar and Gillin, *Outlines of Sociology*, p. 147.

くこと夥しきと共に、家族生活の理想を蔑視す、非營利的又不健全に使用されたる餘暇は、道德的纖維を弱らしむること、苦闘又は過勞の生活によるよりも遙かに多し。結論として吾人は言ひ得べし、産業革命は家族の經濟的渾一を破り、婦人の産業的仕事を、家庭外におけりと、それは又不平等に分配されたる、富の總額増大を生めり、而して不幸にも餘暇の多少と、家族の大きとは反比例すること多きのみならず、反對の兩極端に立てる社會階級は、全く異なる理由のために、結ばれず又屢々分裂されし家族生活てふ、同様の問題を示す。

婦人が産業界に入れることは、種々の經濟的社會的結果により、顯揚せられたり、その趨勢は究極に於て、社會に有利なるべきや疑なからんも、過渡の時代には、望ましからざる特殊の社會的結果を生ず、最近時に至る迄、婦人はその正不正は別とし、何時も經濟上男子に、從屬せるものと想はれたり、この見解は婦人が常に、社會の産業的勞動の大部分を、營めるの事實ありしに拘はらず行はれたり、されどその仕事は家庭に限られしを以て、男子の仕事程注目を引かざりき故に結婚は婦人扶養の、一方便と想はれたり、されど現今婦人に開かれたる儲け口は、大に弘まれるより、結婚は最早必要なる一扶養方便とは想はれず、離婚は不幸なる有配偶生活を、脱するの出口を授く、婦人は今日獨立の競争者として、産業界内にあり、盡されたる仕事の報酬として確定收入を受く、この増大し行く婦人の經濟的獨立は、有配偶夫人の財産權を、立定せる法律に

つき之を讀破し得べし、離婚のみならず、晩婚並に獨身女は、婦人の經濟的解放が、頻繁に表現されたるものなり。

産業文明の進歩に伴ひ、生活標準の上昇を促し、そは勿論生活費の増加を伴へり、欲望及願望は所得よりも、一層急に増し、昨日の奢侈品は、今日の必需品となれり、高き生活標準は實現され得べしとせば、社會上勿論望まじきも、人口中多數の分子は、その現在所得によりては、事實上實現し得ざる生活標準を立て、又各群は一層上位にある經濟階級により、立てられたる標準を模倣せんと希望す、こは家庭的大不幸の原因にして、そは増大し行く離婚に反映せらる、かくて奢侈なる暮し及生活費増大は、部分的には晩き婚姻年齢、引延はされたる獨身生活及離婚増加を、促せるの責を負ふ、而して右の如く一家を樹立するに足るの、地位及所得を享受するに至るの困難は、社會階級の如何により甚しき相違あり、不熟練労働者は比較的早く、その所得の頂點に達するを以て、若くして婚姻すべきも、既に手工業者にありては、獨立し又は職人として相當所得ある地位を、發見すること一層困難なり、今日の男子自由業者にありては、之が志望者益々増加するがために、その營利事情は他の階級に於けるよりも、遙かに困難又菲薄たり、一面生存欲求は割合に高きを以て、高年に入り巨額の所得を受くるに至る迄は、その經濟上有配偶生活の諸責任を引受くるを得ず、結婚を慎むの念も亦強し、されど心理學者の説く所によるに、人生三

十歳以上は、個人の習慣比較的固定せられ、之を變更すること一層困難となる、従ひて高年にして婚姻する人々は、夫婦相譲りて和合すること、若くして結婚せる夫婦間に於けるより困難なり永き獨身を凌ぎつゝ、高年にして漸く新婚旅行に就き得たりとするも、そはやがて又獨身生活に還るの、事由となることあり得べきは、想像し難からず、唯成熟せる諸年齢は、判断及分別を生むに反し、性急なる青年により、浪漫なる戀愛の果敢なき夢に耽り、輕卒に契約されたる早婚が、夫婦生活の慘劇を生むこと多きも、忘るべきに非ず。^{*}

輓近の新産業組織は、諸大都市大膨脹の結果を生みたり、而して都鄙生活標準に相違あるは、最も明かなり、又淫風及不徳は、屢々都市生活と組合はざる、家庭の内外に於ける軋轢の機會は密接及高き生活標準のために、遙かに多し、稠密過ぎたる地區特に貧民窟に、住める者の間にありては、尋常に幸福生活を送ること難く、その生活事情の下家なき者は殊に多し、離婚と共に獨身者に富むは、想像し難からず。^{**}

次に個人主義を擧げ得べし、夫れ個人主義の興隆は、文物復興に次ける時代に起れり、そは宗教改革及佛米政治革命となりて表白されたり、この自由化運動一進の結果として、婚姻は一聖禮としてよりも、寧ろ一民事契約と想はるゝに至りしは、前にも一言せるが如し、古き威力ある家族型は、家長制時代にその極度の發展を遂げ、婦人は夫の財産と想はれたり、その精神の痕跡は

* Cf. Ellwood, op. cit., pp. 149, 150; Conrad, Volkswirtschaftspolitik, 8. ed. '20 p. 586.

** Cf. Ellwood, op. cit., pp. 150, 151.

幾多世紀に亘り、家族生活に残されたるも、現今個人主義の普及により、全く消却されたり、又諸社會施設は現今、それ身體のために存在するものと想はれず、寧ろ之を創設せる人々の、利益のために存立するものとせらる、かくて一施設としての家族も亦必ずしも、本來神聖なりとは考へられず、而して茲に個人主義と謂へるは、寧ろ獨極め及利己の精神を、指せるものたり、即ちその人をして自己の諸希望、否その愛憎及我儘が、命する儘たるに至らしむべき精神なり、その精神は一切の社會施設を不定たらしめ、特に家族を不定たらしむ、蓋し家族は恰も正反對の、謙讓に打建てらるゝの要あればなり。^{*}

個人主義の興隆は、「婦人運動」として一般に知らるゝものに反映したり、吾人は前に婦人の經濟的解放につき説けり、今や同問題の智能的法律的事相に移らんとす、男子への經濟的寄頼に基づく、婦人の地位劣弱は、最早存在せず、舊制度の下にありては、妻は蒙れる諸不正につき、匡正法を有すること輕微なりき、婦人は間々我慢強く、その運命を忍びたり、されど新權利及新見地の獲得と共に、婦人は昔時屈從したる境遇より、救はれんとするの途を選び、憎むべしと感ぜし縁より、解放されんと切望せるが如く、かゝる縁を結ぶことを、慎むに至れり。而して婦人の人格につきての、最高又最良なる啓發を、妨げたる諸事物より、婦人を脱せしめんとするの意味によれる、婦人解放望ましからずとは、何人も主張せざるべし、されどこの婦人解放は、婦人向

* Cf. Ellwood, op. cit., p. 148.

上の機會を作れると同様、落下の特殊機會を齎したり、換言すれば婦人の解放は、あらゆる階級の婦人全部を、高尙ならしむることなかりき、寧ろ反對に一部の婦人にとりては、放逸への一機會となれりとはなし兼ねども、社會の福祉特に又家族の安固と、而立せざる獨極め及私慾を、生むの緣由となれり、夫れ羅馬の婦人は、完全なる解放を貫徹せるも、ためにその社會的地位を良好ならしむることなかりき、反對に羅馬婦人の解放は、婦人の墮落結局は又、羅馬家族生活の風儀壞亂を意味したり、こは婦人解放に必然伴ふべきものなりとなし得ずとも、曩來の虞ある實際危險なり、現に晩近社會にも之あるの證據を、目撃し得ること渺きに非ず、他のあらゆる解放運動に於けると同様、一部の人にとり、自由の危險は、制御の危險に比し少くとも等大なるべきこと發見せらる。^{*}(未完)

* Cf. Ellwood, op. cit., pp. 148, 149.